

2021年（令和3年）4月27日

民法等の一部を改正する法律等の成立を受けて
～相続登記の義務化に向けた司法書士の役割～

茨城司法書士会
会長 藤井里美

令和3年4月21日、民法等の一部を改正する法律及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律が成立しました。

所有者不明土地問題が国土の公共的活用等に関連する喫緊の課題となっているところ、これらの法律案の成立によって、その予防及び解消に関する民事基本法制が概ね整備されたこととなります。

今般の法律改正によって、所有権の登記名義人につき相続が発生した場合、原則として、相続人には、3年以内に相続の登記を申請しなければならないという義務が課せられます。

一方で、より簡易な手続で相続登記の義務を履行したとみなされる相続人申告登記が創設されました。これは、国民にとって過度な負担とならないようにという日本司法書士会連合会の提言に沿うものです。

もっとも、所有者不明土地の発生防止の観点からすれば、できる限り遺産分割協議を経た上で、確定的に権利を取得した相続人の名義とする登記の申請を行うべきですので、相続人申告登記は、当該確定的な権利の登記申請につなげるための過渡的な手続、相続発生の実態及び相続人の一部を公示する役割としての位置付けとなるでしょう。

3年前、相続登記促進のために水戸地方法務局と県内44市町村を訪問し、その際に、当会が着想し発案したものが、今般、創設される所有不動産記録証明制度として法制度されたものと考えております。いわゆる名寄せの証明書が法務局で取得可能となり、長期相続登記未了が多い共有地などの相続登記の促進に繋がるものと期待しております。

茨城司法書士会は、今般の法改正に先立って、昨年11月より相続登記の相談に特化した無料電話相談を開設し、本年3月1日から相続相談に応じる全国統一の受付フリーダイヤル「相続登記相談センター」（0120-13-7832<いさんのなやみに>）を設置しました。相続登記及び登記全般に関して、気軽に相談できる窓口としてぜひご活用ください。

相続登記の申請の義務化をはじめ、相続によって承継した土地所有権の国庫帰属制度や、所有者不明土地管理人に代表される各種の財産管理人制度等、国民生活に与える影響が大きい事項について、当会は市民に対してきめ細やかにサポートを実施していく予定です。

司法書士は、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家」として、多くの相続事件に関与しています。今後も、身近な暮らしの中の法律家として、改正法にいち早く対応し、国民の権利擁護に資する所存です。